

## 手話通訳者派遣事業実施要綱

### (総則)

第1条 聴覚障害者等に対する手話通訳者の派遣については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障害者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚、音声又は言語の機能の障害を有する者

イ アに準ずる障害者で市長が特に手話通訳者の派遣が必要と認める者

(2) 手話通訳者 次条の規定により、手話通訳者の登録を行った者をいう。

(3) 開庁時 休日をも定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項に規定する休日以外の日の8時30分以降17時15分前の間をいう。

(4) 閉庁時 前号以外の時間をいう。

### (手話通訳者の登録)

第3条 手話通訳者の登録を受けることができる者の要件は、次のとおりとする。

(1) 心身ともに健全であること。

(2) 聴覚障害者等の福祉について理解と熱意を有していること。

(3) 手話通訳士又は神奈川県手話通訳者認定試験合格者であること。

2 手話通訳者として登録を受けようとする者は、手話通訳者登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請者が第1項の要件に該当しない場合を除くほか、手話通訳者登録簿に登録するものとする。

4 市長は、前項の登録を行ったときは、当該申請者に手話通訳者登録証（第2号様式）を交付するものとする。

### (手話通訳者の責務)

第4条 手話通訳者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 手話通訳者登録証を携帯し、求めに応じ提示すること。

(2) 職務上知ることのできた秘密を漏らさないこと。手話通訳者でなくなっ

た後においても、同様とする。

( 3 ) 聴覚障害者等の人格を尊重し、信条等により差別的な取扱をしないこと。

( 4 ) 聴覚障害者等の意思に反するような手話通訳をしないこと。

( 手話通訳者の登録の取消し )

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、手話通訳者の登録を取り消すことができる。

( 1 ) 本人から申出があつた場合

( 2 ) 前条第 2 号から第 4 号までの規定に違反した場合

( 3 ) 手話通訳者の派遣の目的に著しく反した行為をした場合

2 手話通訳者の登録を取り消された者は、直ちに手話通訳者登録証を市長に返還しなければならない。

( 派遣 )

第 6 条 手話通訳者を派遣する範囲は、原則として横須賀市内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 聴覚障害者等は、社会生活上不可欠である外出時のほか、余暇活動等の社会参加のための外出時に、手話通訳者がいなければ支障があると考えられる場合に、手話通訳者の派遣を受けることができる。余暇活動等の社会参加のための外出時への派遣回数については聴覚障害者等 1 人につき年 10 回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の派遣を受けようとするときは、聴覚障害者等は手話通訳者派遣申請書(第 3 号様式)を原則として派遣を受けようとする日の 7 日前までに市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請を受け、手話通訳者の派遣が必要であると認めた場合は、手話通訳者派遣決定通知書(第 4 号様式)により申請者に通知し、手話通訳派遣依頼書(第 5 号様式)により、手話通訳者のうち適当と認められる者に依頼するものとする。

5 前項の規定により依頼を受けた手話通訳者は、手話通訳を行った日が属する月の翌月の 10 日までに、手話通訳者活動報告書(第 6 号様式)を市長に提出するものとする。

( 緊急の派遣 )

第 7 条 聴覚障害者等は、前条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、本人又はその家族の急病等により、救急車による医療機関(横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町又は横浜市金沢区に所在するものに限る。)への搬送を

必要とする場合であって、手話通訳者がいなければ支障があると考えられるときに限り、緊急に手話通訳者の派遣を受けることができる。

- 2 聴覚障害者等は、救急車による病院への搬送の要請時又は搬送時に、消防局職員に手話通訳者の派遣を希望する旨を伝えるものとする。
- 3 前項の派遣の希望を受けた場合、消防局職員は、閉庁時においては手話通訳者に直接連絡し、開庁時においては民生局福祉こども部障害福祉課職員に連絡し、搬送先の医療機関への手話通訳者の派遣を依頼するものとする。
- 4 前項の規定により閉庁時において手話通訳を行った手話通訳者は、手話通訳を行った日後7日以内に、緊急手話通訳者活動報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（自己負担金）

第8条 自己負担金の額は、手話通訳を行う際に必要となる手話通訳者に係る入場料等、手話通訳を行う場所として当初指定した場所から他の場所への移動に要する交通費その他これらに類する費用に相当の額とする。

（その他の事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、手話通訳者の派遣について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - （1）手話通訳者・要約筆記者登録要綱（平成15年12月1日制定）
  - （2）手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱（平成21年10月1日制定）

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条第 2 項関係）

手話通訳者登録申請書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
住 所	
申請者 氏 名	
電 話	
手話通訳者の登録について申請します。 また、緊急時の派遣のために、市消防局に連絡先等の情報を提供することについて承諾します。（夜間等の緊急対応可能な方のみ。）	
夜間等の緊急対応	
生 年 月 日	
備 考	

第 2 号様式 ( 第 3 条第 4 項関係 )

		登録第	号
手話通訳者登録証			
写 真	氏 名		
上記の者は、手話通訳者派遣事業実施要綱第 3 条の規定により手話 通訳者として登録している者であることを証する。			
年 月 日			
横須賀市長			印

( 54 × 85 )

第 3 号様式 ( 第 6 条第 3 項関係 )

手話通訳者派遣申請書

年 月 日	
( あて先 ) 横須賀市長	
申請者 住 所 氏 名	
身体障害者手帳	交付年月日 年 月 日 番 号 号
	障 害 名 等 級 級
申 請 理 由 ( 具体的に記入 のこと )	年 月 日 時から 時まで 従事必要時間 時間以内
派 遣 の 希 望	( 派遣を希望する手話通訳者がいる場合はその方のお名前を記入し てください。 )
( 事務処理欄 )	

第4号様式（第6条第4項関係）

手話通訳者派遣決定通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長	
<input type="checkbox"/> 印	
派遣内容	年 月 日 時から 時まで
派遣される 手話通訳者	住所 電話
	氏名
<p>( 注 意 事 項 )</p> <p>行事等が変更あるいは中止になった場合は、必ず民生局福祉こども部障害福祉課まで連絡してください。</p>	

第 5 号様式 ( 第 6 条第 4 項関係 )

手話通訳派遣依頼書

年 月 日	
住 所	
氏 名	
横須賀市長	
印	
依 頼 者	住 所
	氏 名
依 頼 日 時	
依 頼 場 所	
依 頼 内 容	
備 考	



第 6 号様式 ( 第 6 条第 5 項関係 )

手話通訳者活動報告書

年 月 日				
( あて先 ) 横須賀市長				
住 所 報告者 氏 名 電 話				
月日	派遣対象者名	派遣場所	活動の内容	活動時間

第7号様式（第7条第4項関係）

緊急手話通訳者活動報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所 報告者 氏 名 電 話	
派 遣 日 時	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
派 遣 対 象 者	
派 遣 場 所	
活 動 の 内 容	
交 通 手 段	(タクシー、有料駐車場等を利用した場合は領収書を添付してください。)
備 考	